

●香川県告示第212号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成23年5月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成23年2月28日	日盛の里 訪問看護ステーション さぬき市大川町富田中2197番地	社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会 さぬき市長尾東888番地5	訪問看護 介護予防訪問看護
平成23年3月21日	丸亀市地域包括支援センター 丸亀市飯山町川原1114番地1	丸亀市 丸亀市大手町2丁目3番1号	地域包括支援センター